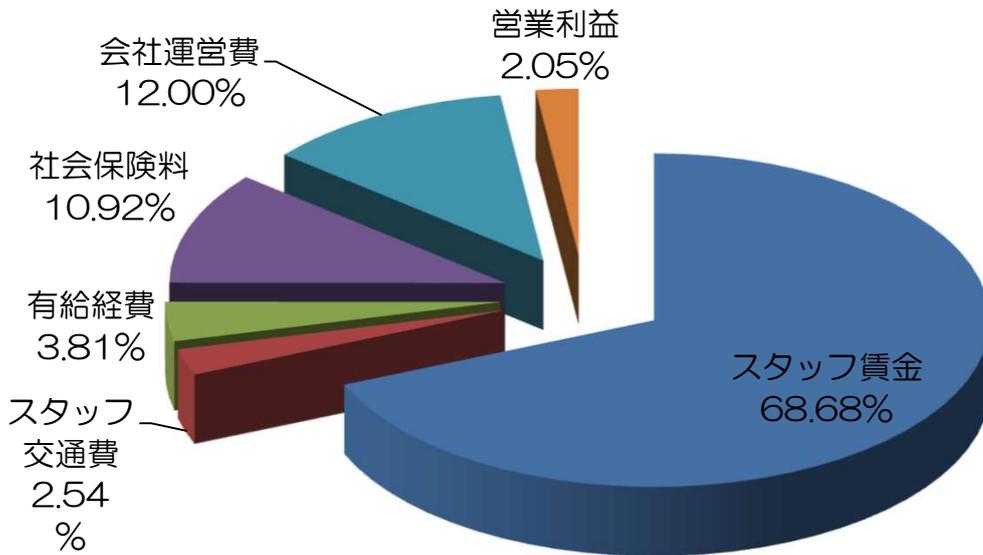


# 派遣就業される皆様方へのご案内

2024年6月1日  
株式会社 ナナハネクスス  
派26-300771

平成24年10月施行の改正労働者派遣法に基づき、令和5年度におけるマージン率等に関する情報を公開いたします。（法第23条第5項）  
対象期間：令和5年6月2日～令和6年6月1日

## 令和5年度マージン率実績(決算実績)



### ○概要説明

一番多くを占めるのがスタッフの給与で、料金総額の68.68%です。弊社は別途交通費を支給しており2.54%です。次いで、スタッフの雇用主として負担する労災保険・雇用保険・健康保険・介護保険・厚生年金保険などの社会保険料が10.92%となります。（注1）

また、スタッフが有給休暇を取得する際に、就業先に、休暇期間についての料金請求はできませんが、会社としては、スタッフの雇用主として賃金の支払が生じるため、その引当分としての費用が含まれています。その他、キャリアアップ支援によるeラーニング契約費用及び講習費用、会社の営業担当者やコーディネーター・管理部門などの人件費、オフィス・面接会場賃借料、福利厚生費、求人募集費用等をはじめとする諸経費がかかることから、これらすべてを差し引いた、残り2.05%程度が会社の営業利益となります。なお、都合により、派遣料金が回収されない場合でも、会社はスタッフに賃金を支払う義務を負っています。

令和6年 株式会社 ナナハネクスス 実績報告

派遣労働者の数 令和6年6月1日現在	12名
派遣先の実数	3社
マージン率	31.3%
労働者派遣料金額の平均 (1日8時間あたりの額)	15,758円
派遣労働者の賃金の平均額 (1日8時間あたりの額)	10,823円
教育訓練に関する事項	※下記をご参照ください。
福利厚生等に関する事項	※下記をご参照ください。

○教育訓練について

- ・弊社独自の安全衛生手帳を全員へ配布し、入社前教育を実施
- ・eラーニングを導入し、スタッフ全員へ828講座無料受講を実施
- ・外部講習機関を利用したキャリアアップ講習を実施
- ・処遇改善に向けての自己分析・自己評価制度有

○福利厚生等について

- ・定期健康診断を年1回実施
- ・制服、作業服を無償貸与（2着目以降は半額負担）
- ・派遣先等の懇親会参加費用の補助（規定有）
- ・慶弔金支給（規定有）

○派遣労働者の待遇の決定に係る労使協定を締結しているか否か

- ・労使協定を締結している（有効期限終期 令和7年3月31日）
- ・別表1で定める派遣労働者に適用

○キャリア・コンサルティング相談窓口及び連絡先

相談窓口：藤木 勝浩 電話番号：075-606-2250